

審査に必要な書類について

住宅のご購入・ご建築

会社代表者・自営業・自由業の方

ご本人さまの確認に必要な書類

ご本人さまに関する書類	原本/ コピー	備考	入手場所	チェック		
				申込人	担保提供者	収入合算者
健康保険証	コピー	<p>健康保険証(現住所記載のもの)の両面。健康保険証に保険者の訂正印のない訂正がある場合は、運転免許証(両面)、パスポート(写真・住所記載面)または個人番号カード(表面のみ)。 ※外国籍の方の場合は、健康保険証に加えて、住民票の写し(在留資格等の記載あり・ご家族全員記載あり・続柄記載あり・本籍地の記載なし・個人番号の記載なし・6ヶ月以内発行)の原本も併せて必要です。</p> <p>(黒塗りをお願い) 以下の項目の記載がある場合は、コピー後、該当部分を黒く塗りつぶしてご提出ください。 ・運転免許証…(表面)本籍地、免許の条件等(裏面)臓器提供欄 ・健康保険証…(裏面)臓器提供欄(記載がある場合は、記載のある箇所を黒塗り)</p>	—			

ご収入面の審査に必要な書類

所得証明書類 会社代表者・自営業・自由業の方	原本/ コピー	備考	入手場所	チェック			
				申込人		収入合算者	
				会社代表者 ・ 自営業 (法人)	自営業 (個人) ・ 自由業	会社代表者 ・ 自営業 (法人)	自営業 (個人) ・ 自由業
確定申告書の控え	コピー	<p>直近2年分</p> <p>※いずれもお申込み時の直近2年分をご提出ください。 (確定申告書は、所管の税務署の受付印のあるものをご用意ください。[電子申告・納税システム(e-Tax)]を利用して手続きされた場合は申告されたデータおよび申告が受理されたことがわかる証明書を出力したものをご用意ください。) (付表・収支内訳書・青色申告決算書など付属の税務署宛提出資料がある場合には当該資料もご準備ください。) ※確定申告をされていない場合は不要です。</p>	—				
所得税の納税証明書	コピー	<p>直近2年分</p> <p>※給与収入以外の収入がある方、複数から給与収入を得ている方は必要です。 ※給与収入のみで、住宅ローン控除や医療費控除などのために確定申告をした場合は不要です。 ※確定申告をされていない場合は不要です。その場合は以下のうちいずれかの直近2年分のコピーをご用意ください。お送りいただいた書類は返却できません。 ・住民税の課税決定通知書(特別徴収税額の通知書) ・収入金額記載の住民税の課税証明書</p>	税務署				
法人の決算報告書	コピー	<p>直近2年分</p> <p>※決算年度、社名のわかるページ、損益計算書、貸借対照表をご提出ください。</p>	お勤め先		—		—
法人税の納税証明書 (その1、その2)	コピー	直近2年分	税務署		—		—
法人事業税の納税証明書	コピー	直近2年分	都道府県 税事務所		—		—

※ご提出いただく書類に個人番号が記載されている場合には**個人番号を完全に黒塗り**のうえ、ご提出ください。

(住宅ローン以外のお借入のあるお客さま)

ご返済中のお借入に関する書類 (教育ローン・カードローン・自動車ローン・ 不動産担保ローン等)	原本/ コピー	備考	入手場所	チェック		
				申込人	担保提供者	収入合算者
返済予定表	コピー	オートローン、教育ローン、カードローン、すでにお持ちの住宅ローン等 に関して借入先金融機関から交付された返済予定表のうちローンの 概要(借入日、借入期間、借入金額)が記載されている部分、および お申込時点を含む1年分の返済予定(現在残高)が記載されている 部分をコピーしてください。 ※残高および返済予定明細が確認できるインターネットバンキング の画面コピー等で代用が可能です。	—		—	
返済用口座の通帳 (口座引き落しでご返済中の場合)	コピー	返済用口座の口座名義人、口座番号および申込月までの直近 3ヶ月の返済状況がわかるページ	—	いずれか1点	—	いずれか1点
給与・賞与明細 (給与(賞与)天引きでご返済中の場合)	コピー	お客さまのお勤め先が発行する給与明細(直近3回分)・賞与明 細(直近1回分)	—		—	

●複数のローンをお持ちの方は、ローン契約ごとに上記書類をお送りください。

物件の審査に必要な書類

物件に関する書類	原本/ コピー	備考	入手場所	チェック			
				マンション		一戸建	
				新築	中古	新築	中古
売買契約書	コピー	建築でなく、売買の場合の書類。	—				
重要事項説明書	コピー	物件購入時に、売買契約書と一緒に交付された書類。 (宅地建物取引士の押印のあるもの)	—				
建築工事請負契約書	コピー	売買でなく、建築の場合の書類。	—	—	—		—
不動産登記簿謄本<土地> (全部事項証明書)	コピー	マンションで敷地権化されている場合は、建物の登記簿抄本で 結構です。	法務局	(敷地権の 場合は不要)	(敷地権の 場合は不要)		
不動産登記簿謄本<建物> (全部事項証明書)	コピー			—	—		
建築確認申請書 (第一面～第六面)	コピー	法令改正(2015年6月)前の申請書は第五面までで結構です。	—	—	—		—
建築確認済証 または建築確認通知書	コピー	—	—	—	—		—
物件パンフレット	コピー	現地案内図、物件概要、ご購入予定の住戸の間取り図、マンシ ョンの立面図・平面図、価格のわかるページ。	住宅販売 業者		—	—	—